



リニューアル第15号 2025年9月18日

発行／特定非営利活動法人大阪障害者センター

Tel 06-6697-9005 Fax 06-6697-9059

*これまで発行を続けてきた「壁ニュース」は、集団編集体制を整えつつ、2025年4月から「KABE ニュース」として全面リニューアルして発行をいたします。毎月2回以上のお届けを目指しますので、引き続きのご愛読をよろしくお願いいたします。

第4回障害者支援施設の在り方検討会②

「これまでの議論のまとめ(案)」の内容、問題点と運動の課題

厚生労働省は9月16日、第4回「障害者の地域生活支援も踏まえた障害者支援施設のあり方に係る検討会」(以下「検討会」と称す)を開催し、その資料を公開しました。今号では前号に続き、検討会で「資料2」として示された、「障害者の地域生活も踏まえた障害者支援施設の在り方に関するこれまでの議論のまとめ(案)」の内容のご紹介とともに、問題点と運動の課題について考えていきたいと思います。

提案されたまとめ(案)の構成は、8月20日付発行の「KABE ニュース」No.12でお示しした、第3回検討会における「議論のまとめ(案)」と大きく変わることはありませんので、概要骨子はそちらをご参照ください。

なお、関連資料の原文は、https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_63301.htmlに掲載されています。

(文責:塩見洋介)

◆前回の「議論のまとめ(案)」からの修正点

今回の「議論のまとめ(案)」は、8月20日の第3回会議で示されたものに、修正・補充を加える方法で取りまとめられました。前号の「KABE ニュース14号」でもお伝えしたように、わずか3回の会議の中でも、施設入所支援に係る多様な意見が出されましたが、待機者の把握等の重要なテーマについて厚生労働省は「要望として受け止める」との態度に終始しました。その他、前回の「議論のまとめ(案)」からの主な変更点について以下に列挙します。

①地域移行が進まない原因を追記

障害者の入所施設からの地域移行者数が減少していることの理由について、「施設入所者の重度化・高齢化や、地域で重度障害者を受け入れる体制が十分に整っていないことなどが考えられる」と、社会資源の不足について追記しました。このことは周知の事実であるとはいえ、厚生労働省が「施設側の努力不足」だけを一方的に取り沙汰することを抑止することにもつながります。

②支援施設のあるべき姿の項に「前文」を追加

追加された前文は以下のとおりです。

障害者総合支援法では、「可能な限りその身近な場所において必要な日常生活又は社会生活を営むための支援を受けられることにより社会参加の機会が確保される」「どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと等が基本理念となっている。障害者支

援施設の求められる役割や機能、あるべき姿についてもこの基本理念を踏まえ、地域移行を支える通過点であるべきとの意見もあることを念頭に置きつつ、あらためて法人の運営者や施設管理者、職員等と認識を共有し、取組を進めていくことが重要である。

この部分は、「あるべき姿」に関して障害者の地域生活を支える社会資源としての施設の役割に関する「基本の『キ』がない」との批判にこたえて加えられたものです。指摘をした委員は加えて、「法人及び職員の意識改革」の記載を求めましたが、まとめ(案)では「認識を共有」との表現にとどまりました。

職員の意識の遅れが地域移行を妨げている主要な要因とみると、地域の受け入れ態勢の未整備状況を免罪する一方で、職員の考え方次第で地域移行が促進できるとの幻想にもつながりかねません。

③各論で利用者の意思・希望の尊重の重要性を強調

本人意思の尊重に関して、多様な体験、意思形成の積み重ね、施設職員の研修、毎日の日課等についての本人の希望の反映、パターナリズムの排除などを強調する書きぶりに改められました。

④待機者把握について把握自治体の事例を共有

自治体による入所待機者の把握について、すでに実態を把握している自治体の事例を共有し、今後の対応の在り方について引き続き検討する必要があることを追記しました。

⑤今後の検討課題

検討課題の中に、「入所施設、グループホーム、地域

の住まいなど地域移行や地域生活を支える居住支援の全体像に関する議論が必要との意見もあった」ことが追記されました。

支援施設の在り方だけでなく、「地域移行」の定義や、それを実現するためのシステムについて、議論を掘り下げることは極めて大切な課題です。こうした根本的な議論によって、グループホームへの場の移行を「地域移行」とすることや、行き場がないために親元での暮らしを余儀なくされている状態を「地域生活」とすることの克服が可能となります。

◆「議論のまとめ（案）」の問題点

ここであらためて、今回取りまとめられた「議論のまとめ（案）」の大きな問題点について2点指摘しておきます。

①国連障害者権利委員会の「脱施設化ガイドライン」を取り上げながら「一般的意見」に触れない問題

国連障害者権利委員会は、障害者権利条約第19条「自立した生活及び地域社会への包容」の実現を促すため、19条の意味するところを明らかにした「一般的意見」を2017年10月に、ついで2022年9月に「脱施設化ガイドライン」を取りまとめて公表しました。

この脱施設化ガイドラインが述べている「施設の典型的な要素」について、「議論のまとめ（案）」は2カ所で繰り返し記載しました。

* 施設の典型的要素／・介助者を他人と共有することが義務付けられ、誰に介助してもらうかについての意思表示権がない、または制限されている　・地域での自立した生活から隔離され、分離されている　・日々の決定をコントロールできない　・誰と暮らすかという関心事についての本人の選択肢がない　・個人の意思や希望に関係なく、日常生活が厳格である　・一定の管理のもと、個人が属するグループ単位に、同じ場所でほぼ同じ活動を行う　・サービス提供者が父権主義的アプローチである　・生活環境を監督する　・同じ環境に障害のある人が偏っている

しかしその指摘は、国連ではすでに「一般的意見」で示されていました。「一般的意見」の16パラグラフでは、上述の典型的要素を列挙することとあわせ、19条は、入所施設のような特定の建物・環境での暮らしだけを問題にしているのではなく、上記のような状態が、小規模なグループホームや個人の自宅で繰り返されるのであれば、その克服も重要な課題となることを明らかにしています。この指摘を棚に上げて、あたかも国連が障害者支援施設の「施設的要素」の是正だけを求めているように描き出すことは誤りです。

脱施設化ガイドラインだけでなく、障害者権利条約の19条について詳しく規定している「一般的意見」を踏まえることが、日本の入所施設をめぐる問題を考える上で、重要な視点となっています。

②地域移行者の実態把握は必要、しかし施設入所待機者の実態把握は行わないという問題

「議論の取りまとめ（案）」では、第8期障害福祉計画（2027-29年度）においても、これまでと同様、基本指針の中で地域移行者数や施設入所者数の削減目標を設定することが必要と結論づけています。

* 基本指針／障害者総合支援法87条に規定される「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」で、市町村・都道府県障害福祉計画は、この基本指針に即して作成することとされている。

その上で、実態把握も含めた具体的な対応の必要性について以下のように述べています。

障害の程度や年齢に応じた目標やグループホームの体験利用等の地域移行へ向けた取組状況の目標を別の目標として設定することの必要性が指摘されたところであるが、現状では、障害の程度や年齢に応じた地域移行の状況を把握できていない。そのため、利用者一人ひとりの意向を踏まえた地域移行の実現を図ることが重要であることも踏まえ、まずは実態把握の方策も含め、具体的な対応を検討していく必要がある。

同様に、施設入所の待機者問題を本気で解消していくためには、国みずからが施設待機者の状況をリアルに把握して、その解決の筋道に政策の光をあてる必要があります。

また待機者の実態把握は、地域生活の実態や社会資源の配置・活用状況、地域生活を送る上で家族や当事者が抱えている不安を知る上でも欠かせない作業であり、ひいては地域移行の促進にも役立ちます。

障害者支援施設の定員を減らすことばかりに目を奪われるのではなく、施設待機者の状況も加味した上で、どのような総合的な政策が必要なのかを考えることこそ、行政が果たさなければならない責務なのではないでしょうか。

◆当面する運動の課題

厚生労働省は、第4回会議をもって検討会での議論を打ち切り、会議での議論を踏まえて取りまとめ（案）を修正の上、確定することにしています。今後は、社会保障審議会障害者部会や障害者政策委員会における次期基本指針の議論や、障害福祉等報酬改定検討チームでの議論に反映させることにしています。

私たちは粘り強く、①国自らによる施設入所待機者の実態把握と深刻なケースへの即時的な対応、②障害者支援施設における処遇改善、そのための人員配置基準・設備基準の改善、③障害者の暮らしの場の多様な整備と利用支援、などを求めていくことと合わせ、施設入所を待機しながら当事者の暮らしを支え続けている家族介護の実態をつかんで、社会に告発していく活動を続けていくことが求められています。